

日本赤十字社に温かいご支援を

5月は赤十字運動月間

日本赤十字社は「人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性」の基本原則に基づき、国内災害救護、国際活動、赤十字病院の運営、看護師などの養成、血液事業などを行っています。

これらの活動に必要な資金は、日本赤十字社の事業や目的を理解し、ご協力くださる方々からの会費・寄付金によって支えられています。

皆様のご理解とご支援をお願いします。

また、現在、区役所本庁舎、各特別出張所では令和6

年能登半島地震災害義援金、ウクライナ人道危機救援金などの義援金、救援金の受け付けを行っています。

赤十字活動資金・国内災害義援金・海外救援金の寄付などの受け付け(問い合わせ)先

日本赤十字社東京都支部中央区地区事務局(地域振興課地域事業係内)

☎(3546)5339



『障害のある方への手当』のご案内

障害者福祉課障害者福祉係

☎(3546)5389

☎(3248)1322

手当の支給には所得や年齢、障害の程度などによる支給制限があります。詳しくはお問い合わせください。

手 当	対 象	手当月額(※)
心身障害者福祉手当	申請時に65歳未満で身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1級、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方	・身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症 15,500円 ◎おとしより介護応援手当を受給している方 10,200円 ・身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳1級 10,200円
重度心身障害者手当	申請時に65歳未満で、重度の知的障害で著しい精神症状のある方、重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方、または重度の肢体不自由で四肢および体幹機能が失われている方	60,000円
特別障害者手当	20歳以上でおおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の方、またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)	30,450円
障害児福祉手当	20歳未満でおおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の方、またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)	16,560円
特別児童扶養手当	20歳未満の障害のある児童(身体障害者手帳1～3級と4級の一部、愛の手帳1～3度程度、精神障害または内部障害により日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童)を監護する父母または養育している方	特別児童扶養手当等級 ・1級 58,450円 ・2級 38,930円
児童育成手当(障害手当)	20歳未満の障害のある児童(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度程度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症)を扶養している方	15,500円

(※)手当月額は令和8年4月1日現在の支給額です。

ビル・マンションなどの管理者の皆さまへ

ウミネコの被害防止にご協力ください

日本橋地域を中心に生じていたウミネコの被害は、地域の皆様のご協力のもと、落ち着いている状況にあります。

しかし、隅田川や日本橋川、神田川へは依然として飛来しています。特に繁殖期(4～8月)になると群れてビルの屋上などに巣を作り、産卵、繁殖して周辺に被害を及ぼす可能性があります。

具体的な被害

- ・一晩中鳴き声が響き、眠れない。
- ・フンが落ちてきて道路などが汚れる。
- ・フンや羽などで洗濯物が汚れるため干せない。

事前の対策が重要です！

ウミネコは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により保護されているため、むやみに捕獲したり、卵を採取したりすることは原則、禁止されています。そのため、巣が作られる前の対策が重要です。

巣が作られてしまった場合でも、巣に卵やひながない状態であればご自身で撤去することが可能です。

連休中も屋上に巣が作られていないか確認するなどウミネコの被害防止にご協力をお願いします。

環境課生活環境係

☎(3546)5403

詳しくは区へ



▲ウミネコ(成鳥)



▲ウミネコの巣・卵

計 報

本区友好都市 東根市長 土田正剛様が、4月16日に御逝去されました。氏は、平成10年9月より東根市長として7期にわたり、市政を担い、子育て支援施策の推進や果樹王国ひがしねのブランディングなど、東根市の発展に大きな功績を残されました。

さくらんぼの苗木が縁が始まった東根市と本区の関係は、本年、友好都市提携から35年の節目であります。氏が大切に育てていただいた両都市の交流をこれからもさまざまな事業を通じて深めてまいります。

ここに、これまでの功績に敬意を表し、謹んでご冥福をお祈りいたします。